

可児都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を別のとおり変更する。

可児都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更理由書

本区域は、関市及び美濃加茂市とともに中濃圏域の中心都市として位置付けられ、東海環状自動車道の開通により沿線の工業団地への進出企業の増加や、観光産業の活性化等が進んでいます。また、中濃圏域の文化交流圏の一翼を担うことが期待されるとともに、美濃加茂都市計画区域とあわせ可茂地域の拠点都市として、関係9市町と連携した広域行政サービス、消費、娯楽、医療などの生活拠点機能をもった都市となっています。

さらに、本区域は名古屋市から30km圏にあり、通勤のしやすさ、県内3位の人口あたりの小売業売り場面積の大きさ、自然環境の豊富さ等から子育てのしやすい居住環境にあり、可茂地域等、他地域からの定住・移住の受け皿としての役割が期待されます。

このようなことから、本区域の都市づくりの基本理念を「住みごこち一番・可児～若い世代が住みたいと感じる魅力あるまちの創造～」と設定し、この基本理念を実現するためのテーマとして、「住みたい、住み続けたいと思う都市づくり」、「都市の活力を高める都市づくり」を進めます。

本区域における以上のような都市の将来像について、2018年（平成30年）に実施した都市計画基礎調査結果等を踏まえ、都市の発展の動向、人口等の現状及び2030年（令和12年）を目標年次とした将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設及び市街地開発事業等についてのおおむねの配置、規模等を定め、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るため、別のとおり変更するものです。

可児都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(可児都市計画区域マスタープラン)

岐 阜 県

目 次

1	当該都市計画区域における現状と課題	1
1-1	既定計画におけるまちづくりの方針	1
1-2	まちづくりの現況	1
1-3	当該都市計画区域の課題	4
2	都市計画の目標	6
2-1	都市づくりの基本理念	6
2-2	地域毎の市街地像（まちづくりのイメージ）	7
2-3	各種の社会的課題への都市計画としての対応	8
2-4	当該都市計画区域の広域的位置づけ	10
3	区域区分の決定の有無	11
3-1	区域区分の有無	11
4	主要な都市計画の決定の方針	14
4-1	土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	14
1.	主要用途の配置の方針	14
2.	市街地における建築物の密度の構成に関する方針	16
3.	市街地の土地利用の方針	16
4.	その他の土地利用の方針	17
4-2	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	18
1.	交通施設の都市計画の決定の方針	18
2.	下水道及び河川の都市計画の決定の方針	20
3.	その他の都市施設の都市計画の決定の方針	22
4-3	市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	22
1.	主要な市街地開発事業の決定の方針	22
2.	市街地整備の目標	23
4-4	自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	23
1.	基本方針	23
2.	主要な緑地の配置の方針	23
3.	実現のための具体の都市計画制度の方針	24
4.	主要な緑地の確保目標	25

1 当該都市計画区域における現状と課題

1-1 既定計画におけるまちづくりの方針

可児都市計画区域（以降、「本区域」という。）を構成する可児市では、第四次総合計画後期基本計画において、基本構想のもと、まちの将来像を実現化する姿として「住みごこち一番・可児～若い世代が住みたいと感じる魅力あるまちの創造～」を掲げ、4つの重点方針を設定し、施策を展開しています。

【重点方針】

- ①高齢者の安気づくり
- ②子育て世代の安心づくり
- ③地域・経済の元気づくり
- ④まちの安全づくり

【まちづくりの方針】

- (1) 定住・移住の促進に向けた快適な居住環境の確保
- (2) 都市機能の集積、多様な都市機能を結ぶネットワークの強化
- (3) 秩序ある開発の誘導と自然環境や優良農地の保全
- (4) 災害に強い都市、安全・安心な市街地環境の形成

1-2 まちづくりの現況

本区域は、中濃圏域の拠点として、古くから市街地が形成されてきましたが、近年は、少子高齢化が進行し、特に高度経済成長期に開発が行われた住宅団地ではその傾向が顕著となっています。

一方で、(都)東海環状自動車道などの広域幹線を活かした工業団地など、中濃地域の産業をけん引しています。

(1) 定住・移住の促進に向けた快適な居住環境の確保

①居住環境の概況

- ・ 北部は平坦な土地が続き、古くから市街地が形成されています。南部の丘陵地では1965年以降に住宅団地開発が行われ、都市化が進みましたが、近年は開発事業が減少するとともに、住宅団地内に空き地・空き家が増加しています。また、区域を流れる川沿いには古くから村が形成され、現在も自然に囲まれた里地里山の風景を残した集落が存在します。

②人口

- ・ 区域の人口増加率は低下傾向であり、年少人口比率の低下、老年人口比率が上昇しています。特に 1970 年代に開発が行われた住宅団地では高齢化率が 40%を超えるなど、高齢化が顕著になっています。

③生活環境の整備状況

● 道路

- ・ 都市計画道路については、27 路線・延長 90km（2017 年度末）が都市計画決定されており、改良済・概成済を合わせ 62km と、計画延長に対する整備率は 68.9%（2017 年度末）となっています。
- ・ 古くから市街地が形成された地区や市街地周辺の集落地においては、未整備のまま残されている道路もあります。

● 下水道

- ・ 公共下水道の汚水排水施設の面的な整備率は 96.1%（2018 年度末）となっています。

● 都市公園

- ・ 都市計画公園は整備済みであり、100.15ha（2018 年度末）です。そのうちの 80.7ha を広域公園である花フェスタ記念公園が占めています。また、その他の公共空地が市街地内外に点在しています。

● 土地区画整理

- ・ 7 地区約 100.6ha で面的な基盤整備を進めてきましたが、施行面積は市街地の約 5%にとどまっています。現在進められている可児駅東土地区画整理事業は 2021 年度に完了予定となっています。

(2) 都市機能の集積、多様な都市機能を結ぶネットワークの強化

①都市機能の集積状況

(北部市街地)

- ・ 市役所から可児駅周辺地区は、区画整理事業により面整備が行われ、中心市街地として行政機関や商業施設、医療施設などの都市機能が集積しています。
- ・ 日本ライン今渡駅周辺地区、下恵土地区南部一帯には大型商業施設が立地し、幹線道路沿道に商業施設が立地しています。

(市街地周辺)

- ・ 用途地域周辺においても、交通利便性の高い(都)中濃大橋御嵩線や(都)広見土田線、(都)沢渡土田線などの幹線道路沿道に商業施設の集積がみられます。市街地周辺の農地においては、商業、医療施設などの立地が進んでいます。

(南部丘陵地の住宅団地)

- ・ 西可児駅周辺地区は、西可児駅を中心に各団地を結ぶ幹線道路網が整備されたことにより、商業、医療施設などの都市機能が集積しています。
- ・ 桜ヶ丘地区の住宅団地においては、近隣商業地域の用途地域を指定して都市機能の誘導を図っており、地区センターやスーパーマーケット、高齢者福祉施設などが立地しています。

②工業の集積状況

(北部市街地内の工業集積)

- ・ 旧来から大規模な工場が立地し、一団の工業地を形成している地区があります。

(工業団地)

- ・ 広域幹線の役割を果たす(都)可児 248 号バイパス線広域路線沿いや(都)東海環状自動車道可児御嵩インターチェンジ周辺にある工業団地は、区域や周辺都市住民の働く場を提供し、職住近接の環境を創出しています。

③ネットワークの状況

(幹線道路)

- ・ 周辺都市や区域内の各地域のアクセス性を高める広域的な幹線道路や区域内の都市機能を連携するその他の幹線道路を適切に配置し、機能を分担し適切な道路整備を進め、道路ネットワークを形成しています。

(公共交通)

- ・ 広域的な交通を担う鉄道は、区域を縦断する JR 太多線と横断する名鉄広見線が運行しており、JR 可児駅、JR 下切駅、名鉄明智駅、名鉄新可児駅、名鉄日本ライン今渡駅、名鉄可児川駅、名鉄西可児駅があります。区域内の移動を路線バスや可児市の自主運行バスが主に担い、周辺都市への広域的な移動は鉄道駅などに交通結節点を設け、ネットワークを構築しています。

(3) 秩序ある開発の誘導と自然環境や優良農地の保全

①開発の状況

- ・ 近年は大規模な宅地開発は減少し、市街地に隣接した区域や幹線道路沿いの農地で、小規模な住宅開発や商業施設などの立地が多くみられます。
- ・ 開発許可制度については、許可が必要となる面積要件を 3,000 m²から 1,000 m²に引き下げ、きめ細やかな開発指導を行っています。

②自然環境、農地の状況

- ・ 北部縁辺には一級河川の木曾川が、中央部の市街地では東西に木曾川水系の可児川が流れ、水辺の動植物が生息する恵まれた水辺環境を有しています。
- ・ 南部の丘陵地には、貴重な動植物が生息する水湿地など、優れた生態系を有した森林が広がっています。
- ・ 里地里山の優れた景観が残っている南部の丘陵地に挟まれた河川沿いには集団的農地が広がり、多くは農業振興地域における農用地区域に指定され、保全が図られています。

(4) 災害に強い都市、安全・安心な市街地環境の形成

①防災

- ・ コンクリート擁壁や落石防護ネット設置工事を施工する急傾斜地崩壊対策事業を行っています。
- ・ 順次河川改修を進め、危険箇所の解消を図っています。
- ・ 耐震基準を満たさない建築物の耐震化を推進しています。
- ・ 緊急輸送道路の道沿いにあるブロック塀などの安全点検を行っています。
- ・ 災害が発生した際に、救援救護活動、復旧・復興の拠点となる公園の更なる防災機能の向上を図っています。

1-3 当該都市計画区域の課題

まちづくりの現況を踏まえた本区域の課題は、以下のとおりです。

(1) 定住・移住の促進に向けた快適な居住環境の確保

- ・ 周辺地域の生活拠点機能や経済を強化する、広域的立地条件を活用した新たな商業・工業機能の計画的立地誘導
- ・ 地域における日常生活を支える身近な商業機能の配置
- ・ 既存市街地における土地利用混在の解消、都市基盤整備の推進
- ・ 都市計画公園の適切な維持・管理、身近な公園の整備・充実

(2) 都市機能の集積、多様な都市機能を結ぶネットワークの強化

- ・ 中心市街地や商業・サービス機能を持つ地域の拠点の機能の集積、拠点性の回復・強化
- ・ 市街地や地域の拠点などの道路などによるネットワーク化
- ・ 公共交通の維持・存続、利用促進

(3) 秩序ある開発の誘導と自然環境や優良農地の保全

- ・ 生活に潤いをもたらす都市の生活環境を支える自然環境の維持・保全
- ・ 環境面、防災面、自然環境面からも重要な役割を担っている農村環境の維持
- ・ 丘陵地での無秩序な開発の抑制
- ・ 市街地周辺部や市街地外の幹線道路沿道などでみられる都市的土地需要の適切な規制・誘導
- ・ 市街地内の緑地や農地の有効活用
- ・ 自然環境と調和した再生可能エネルギーの活用推進

(4) 災害に強い都市、安全・安心な市街地環境の形成

- ・ 防災機能を有する農地、山林などの保全、災害危険箇所における無秩序な開発の抑制、災害対策事業の推進
- ・ 公共施設、社会基盤施設の耐震化・不燃化、避難所・避難路の整備などによる防災機能の向上
- ・ 地域防災体制の充実

(5) 御嵩都市計画区域と連携したまちづくり

- ・ 都市計画区域の再編を見据えた、御嵩都市計画区域と連携したまちづくり

2 都市計画の目標

2-1 都市づくりの基本理念

本区域が今後も中濃圏域の中心として存在し続けるためには、活力あるまちを維持することが何よりも重要です。そのためには、便利で住みやすく安全・安心な暮らし、また、自然や歴史・文化を身近に感じられる魅力あるまちを創造していく必要があります。

以上より、本区域では「住みごち一番・可児～若い世代が住みたいと感じる魅力あるまちの創造～」を都市づくりの基本理念とします。

【都市づくりの基本理念】

住みごち一番・可児
～若い世代が住みたいと感じる魅力あるまちの創造～

【都市づくりの目標】

(1) 住みたい、住み続けたいと思う都市づくり

⇒広域的な視点から住宅都市としての強みを活かし、良好な居住環境を提供することで若者の定住・移住対策や高齢者にやさしい都市づくり、空き家対策など、誰もが安心して暮らし続けることのできる快適・便利な都市づくりを進めます。また、丘陵地や優良農地での無秩序な開発を抑制し、適切な誘導を図るとともに、総合的な安全対策に向けた取組みを推進することで、自然環境と調和した安全に暮らせる都市づくりを進めます。

(2) 都市の活力を高める都市づくり

⇒可児駅周辺や、市街地間を連絡する幹線道路沿いなどの周辺において、働く場や商業施設などの都市に充足すべき機能を確保し、まちの活力向上に資する都市づくりを進めます。また、鉄道駅や可児御嵩インターチェンジ、(都)名濃バイパス線などの周辺では、広域的なポテンシャルを活かした交流を生み出す都市づくりを進め、まちの活力向上に努めます。

2-2 地域毎の市街地像（まちづくりのイメージ）

本区域を地域の特性をもとに、「中央地域」「西部地域」「東部地域」の3つの地域に区分し、都市づくりの基本理念と目標に基づき、地域毎のまちづくりのイメージを示します。

(1) 中央地域

- ・ 本区域の中核を担う区域として、「都市機能集積エリア」に多様な都市機能の集積を図ります。特に区域の公共交通の要所となる JR 可児駅・名鉄新可児駅ではネットワーク強化を図り、求心性を高めます。
- ・ 都市機能集積エリア周辺の市街地では、快適な居住環境の確保に努めます。
- ・ 可児御嵩インターチェンジ周辺は、広域的な交通利便性を活かして産業地としての土地利用の誘導を図り、区域全体の活力の向上を目指します。
- ・ 一部の幹線道路沿道においては、周辺の住環境や自然環境、農業施策との調和を図りながら、地域の実情に応じた都市的土地利用を許容します。
- ・ 木曾川、可児川、鳩吹山などの恵まれた自然環境の活用により交流を創出し、活力のあるまちづくりを進めます。

(2) 西部地域

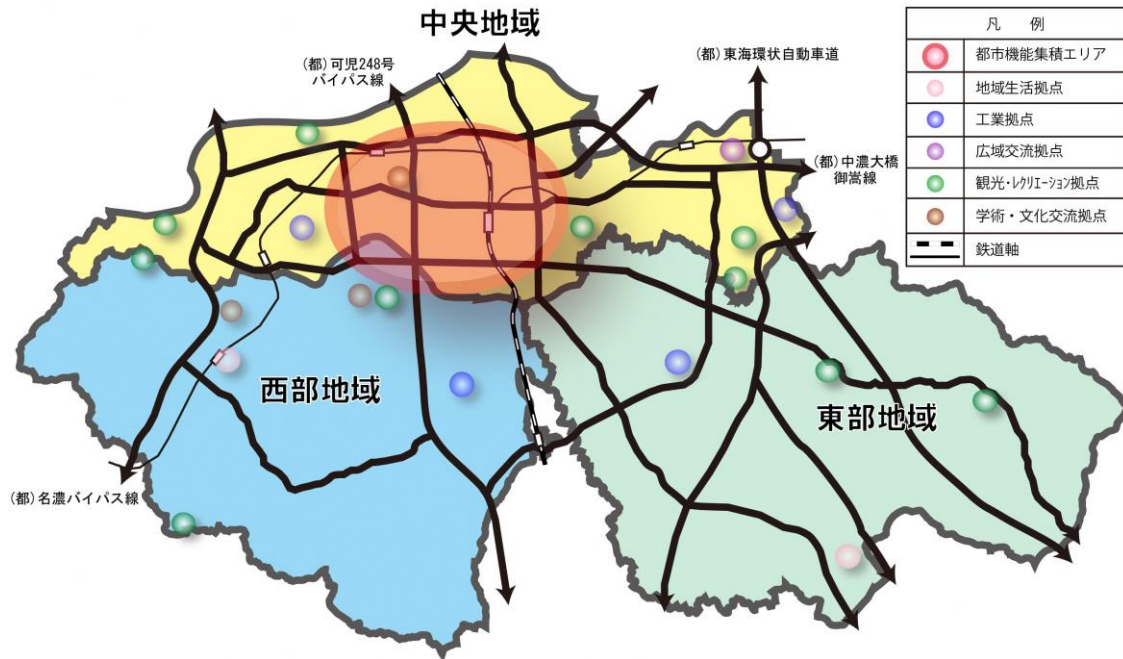
- ・ 名鉄西可児駅周辺地区は、交通利便性を活かした商業施設などの集積・誘導により、地域生活拠点としてふさわしい近隣商業地の形成を図ります。
- ・ 住宅地では都市基盤整備、空き地・空き家の有効活用により、良好な住環境の形成・維持を図ります。
- ・ 可児工業団地では、周辺の緑地や住環境との調和に留意しながら、工場や流通・業務施設などによる専門性の高い工業用地として、操業環境の維持・向上を図ります。
- ・ 周辺の住環境や自然環境、農業施策との調和を図りながら、住宅や生活利便施設など、地域の実情に応じた都市的土地利用を許容します。
- ・ 田園や里山の風景が広がるエリアでは、自然環境や景観の保全に努めます。

(3) 東部地域

- ・ 住宅団地は低層の住宅を中心として、良好な住環境の形成・維持を図ります。
- ・ 二野工業団地では、周辺の緑地や住環境との調和に留意しながら、工場や流通・業務施設などによる専門性の高い工業用地として、操業環境の維持・向上を図ります。
- ・ 地域の人口規模に適した医療・福祉施設、商業施設などの生活利便施設の集積を図ります。
- ・ 農業生産基盤の整備、適正な維持管理に努め、営農環境の保全を図ります。

- ・ 地域に多数分布している歴史的資源や稀少植物自生地や優良農地、山林などの豊かな自然を活かしたまちづくりを進めます。

図：地域区分図



2-3 各種の社会的課題への都市計画としての対応

社会的課題に対する本区域における都市計画上の対応は以下のとおりです。

(1) 適正な土地利用誘導による集約型都市構造の実現

- ・ 中心市街地では本区域の中心部にふさわしい求心性の高い都市構造の形成を目指します。
- ・ 道路網の整備により本区域内の各地域を結ぶネットワークを構築し、中心市街地の求心性の向上、都市の一体性を図ります。
- ・ 準工業地域に指定されている地域の純化を目指します。
- ・ 新たな土地利用の需要に対しては、既存の市街地内の低・未利用地の活用を促進します。

(2) 土地利用、市街地整備の計画的な展開

- ・ 広域道路網を活用した新たな産業用地の確保など、区域の活力向上につながる土地利用の需要に対しては、周辺の自然環境や営農環境などとの調和に十分に配慮しつつ計画的な整備を許容します。
- ・ (都)東海環状自動車道などのインフラ整備に合わせた企業誘致や交流人口の増加に対応するため、インターチェンジ周辺及び幹線道路沿道において農業施策との調整を行い、地域の実情に応じた都市的土地利用を検討、推進します。

(3) 都市基盤施設の整備・充実

- ・ 効率的なまちづくりの推進と総合的な交通体系の整備を推進するため、都市計画道路の見直しを行い、必要に応じて追加及び廃止を検討します。
- ・ 公共交通網を軸に、自家用車に過度に依存しない身近な生活圏を構築するため、公共交通の利用を促進し、公共交通網の維持を目指します。
- ・ 幅の広い歩道などの整備、横断歩道などの段差の解消など、移動・交通安全対策の充実及び道路交通環境の整備を進めます。
- ・ 人と車の共存や誰もが使いやすい道路環境をつくるため、歩行者ネットワーク事業の展開を図ります。
- ・ 公共施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化を進めます。

(4) 都市の防災・防犯性の向上

- ・ 災害時における急傾斜地崩壊や土石流が想定される区域においては、山林などの開発を抑制します。
- ・ 建築物の耐震化を促進し、緊急輸送路や避難場所の確保を図るとともに、特に高度利用を行う商業系市街地では、防火・準防火地域の指定による建築物の不燃化、防災空間（オープンスペース）の確保に努め、防災機能の向上を図ります。
- ・ 道路、水道などの整備・改良を進めることにより、緊急時におけるライフラインの確保に努めます。
- ・ 集中豪雨等による災害が頻発していることから、都市型水害や土砂災害等による被害を軽減するため、土砂災害防止法に基づく区域指定を進め、土砂災害のおそれのある区域において一定の開発を抑制し、警戒避難体制を整備するなどのソフト対策や、河川改修等の治水事業や砂防施設整備、ため池補強などのハード対策の充実を進めます。
- ・ 防災活動の拠点として、公園等の整備を推進します。
- ・ 街頭防犯カメラ・街路灯の設置や公園などを防犯に配慮した構造とするなど、犯罪が発生しにくい環境づくりに努めます。

(5) 自然環境との共生・環境負荷の軽減

- ・ まとまりある森林を保全するとともに、緑地を配置します。
- ・ 公共交通機関の利用促進に努めます。
- ・ 下水道整備などにより水環境を保全します。
- ・ ごみの発生抑制と減量化、適正処理を推進するとともに、再利用・再資源化を推進します。
- ・ 太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーは、事業の規模に応じて、市民参画と協働のまちづくり条例で市との協議や近隣住民などへの説明責任を課し、近隣の生活環境に配慮し

た計画となるよう指導します。特に歴史的景観を有する地区、希少な動植物などを有する自然環境については、それらに悪影響を及ぼさない事業計画とするよう誘導を図ります。

(6) 都市の個性や魅力づくり

- ・ 明智長山城をはじめとする戦国時代に機能した多くの城跡があり、御嵩都市計画区域の国史跡「美濃金山城跡」と一体的に城跡を活用した戦国城跡めぐり事業を推進します。
- ・ 今渡地区から土田地区にかけて広がる木曾川左岸エリアは、自然を活かした優れた景観形成や地域の魅力を高めていくため、地域の良好な景観の創造に資する取組みを支援し、自然・歴史・文化資源を活かしたかわまちづくりの実現を図ります。

2-4 当該都市計画区域の広域的位置づけ

本区域は、関市及び美濃加茂市とともに中濃圏域の中心都市として位置付けられ、(都)東海環状自動車道の開通により沿線の工業団地への進出企業の増加や、観光産業の活性化などが進んでいます。さらに2027年リニア中央新幹線開通に伴い、名古屋都市圏を支える拠点地域としての役割も今後期待されます。

(1) 中濃圏域・可茂地域の拠点都市として

- ・ 本区域は、花フェスタ記念公園、可児市文化創造センター、美濃桃山陶発祥の地などを通じて、中濃圏域の文化交流圏の一翼を担うことが期待されるとともに、美濃加茂都市計画区域とあわせ可茂地域の拠点都市として、関係9市町と連携した広域行政サービス、消費、娯楽、医療などの生活拠点機能をもった都市として位置付けます。
- ・ 本区域と可児市兼山地区を含む御嵩都市計画区域や、(都)東海環状自動車道開通によって結ばれる各都市計画区域との連携が今後一層深まることが想定され、これらの都市計画区域との関係に留意します。

(2) 名古屋都市圏の一翼を担う拠点として

- ・ 本区域は名古屋市から30km圏にあり、通勤のしやすさ、県内3位の人口当たりの小売業売り場面積の大きさ、自然環境の豊かさなどから子育てのしやすい居住環境にあり、可茂地域内や他地域からの定住・移住の受け皿としての役割が期待されます。

3 区域区分の決定の有無

3-1 区域区分の有無

本区域の現状及び今後の見通しを分析し、「市街地の拡大の可能性」、「良好な環境を有するコンパクトな市街地の形成」及び「緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮」の視点から区域区分の有無を定めます。

(1) 本区域の現状及び今後の見通し（展望）

① 地形その他の地理的条件

- ・ 北部の市街地が広がる平坦地と、可児川やその支流沿いに放射状に広がる集団的農地、南部の丘陵地に分かれています。
- ・ 一団の集団的農地の大部分が、農業振興地域における農用地区域に指定され市街化が抑制されています。

② 人口の増減及び分布の変化並びに今後の見通し

- ・ 2015年国勢調査では前回調査より人口は増加しましたが、将来的には減少に転じる予測となっています。
- ・ 2030年において、都市計画区域人口は概ね90,500人、用途地域内人口は67,100人と推計されます。

③ 産業の業況及び今後の土地需要の見通し

- ・ 工業（指標：製造品出荷額など）については、2002年まで減少傾向を示していましたが、その後は増加傾向に転じており、将来的にも土地需要の増加が見込まれます。
- ・ 商業（指標：年間商品販売額）については、2007年をピークに増減していますが、将来的には増加傾向で、土地需要の増加が見込まれます。

④ 土地利用の現状等

- ・ 集団的農地の多くは農業振興地域における農用地区域に指定され、農地として保全が図られていますが、市街地間を連絡する一部の幹線道路沿いで、郊外型や沿道型の商業・業務施設の立地がみられます。
- ・ 可児御嵩インターチェンジの設置により、(都)中濃大橋御嵩線など幹線道路沿道における商業施設の立地が進んでいます。
- ・ 住居系市街地の一部では、都市基盤が未整備な低・未利用地がみられます。

- ・市街地に隣接する一部の地域では、土地利用の混在や都市基盤の不足がみられます。
- ・丘陵地では大規模開発の余地は少なくなっています。
- ・工業地は、可児工業団地、二野工業団地、可児柿田流通工業団地や土田地区に分布しています。

⑤ 都市基盤施設の整備の現状及び今後の見通し

- ・骨格となる都市計画道路の整備率は、2017年度末現在で、暫定供用も含めて本区域全体で約68.9%、用途地域内では約83%です。
- ・都市計画区域人口一人当たりの都市公園面積は、10.5㎡（2018年度末）ですが、花フェスタ記念公園が全体の80.6%を占めています。なお、都市計画決定されていない緑地や公園が市街地内外に点在しています。
- ・下水道は、下水道整備区域内の汚水排水設備の整備がほぼ完了しています。また、雨水排水路については緊急性を考慮し、計画的に整備します。

⑥ 産業振興等に係る計画の策定又は大規模プロジェクト等の実施の有無

- ・本区域東部に（都）東海環状自動車道が整備され、可児御嵩インターチェンジが開設されたことによる広域的な交通利便性の向上により、開発圧力が高まっています。

(2) 区域区分の有無

① 市街地の拡大の可能性

- ・今後の人口は将来的に減少に転じる予測となっており、これに伴い減少する宅地需要については、既成市街地内の低・未利用地や住宅団地の空き区画、空き家などを活用し対応していくことを基本とします。
- ・市街地に隣接する地域や市街地間を連絡する幹線道路沿いの一部では、土地の都市的ポテンシャルを活かした開発需要が高いため都市的土地利用を許容しますが、地区計画、特定用途制限地域、建築物の形態規制（建蔽率60%、容積率200%を標準）、まちづくり条例、土地利用転換行為に関する運用指針を活用しながら計画的に進めるため、市街化が無秩序かつ著しく進行することはありません。

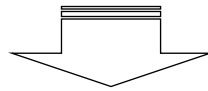
② 良好な環境を有するコンパクトな市街地の形成

- ・丘陵地などで計画的に開発された住宅団地では、既に良好な市街地が形成されています。
- ・北部の既成市街地では、道路、公園など都市基盤の整備が不十分な区域があるものの、計画的に土地区画整理事業や道路など個別の基盤整備を進めています。
- ・本区域内の各地区における既存の都市機能、都市施設の充実・向上を図ります。

- ・ 公共交通機関や道路の交通ネットワークにより、中心市街地の求心性の向上、都市の一体性を図ります。
- ・ まちづくり条例などの活用によるきめ細かいまちづくりを行い、適正規模の市街地の形成を目指します。
- ・ 商業系市街地の面積は増加しており、新たな需要については、中心市街地への誘導を基本としながら必要に応じて検討します。

③ 緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮

- ・ 丘陵地での開発は沈静化傾向にあり、将来の人口動向からも今後開発などによる自然環境の喪失は少ないと見込まれます。
- ・ 一団の集团的農地の多くが農業振興地域における農用地区域に指定されており、開発による無秩序な自然環境喪失の可能性は低くなっています。



以上により、本区域においては、区域区分によらずとも特定用途制限地域やまちづくり条例などを活用し、無秩序な市街化を防止し、良好な環境を有する適正規模の市街地を形成することが可能なことから、区域区分を定めないものとします。

4 主要な都市計画の決定の方針

4-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1. 主要用途の配置の方針

(1) 住居系

- ・本区域では、1970年代より名古屋都市圏のベッドタウンとして、南部丘陵地において計画的な住宅地開発が数多く行われ、市街地の拡大とともに人口が急増してきました。しかし、近年では、これらの低層住居地区における人口増加は落ち着きを見せています。今後は、「住みごち一番・可児」の実現に向けて、良好な住環境の形成を目指します。

① 一般住居地区

- ・中心市街地に連坦する北部の既成市街地の一部を一般住居地区と位置付けます。
- ・土地利用の混在や低利用地、都市基盤が未整備な一部の市街地は、道路整備や市街地整備事業、地区計画制度などを活用して住居系土地利用を誘導し、良好な住環境の形成を図ります。
- ・市街地内の幹線道路沿道では、中低層の住宅地としての利用を基本としながら、地域住民の日常生活に対応した身近な商業施設、医療・福祉施設などの立地を許容します。

② 低層住居地区

- ・丘陵地の住宅団地を低層住居地区として位置付けます。
- ・地区計画制度などを活用し、低層の住宅を中心とした良好な住環境の維持・向上を図ります。
- ・空き地・空き家の有効利用を図ります。
- ・幹線道路沿道では、住環境と調和し、地域住民の日常生活に対応した身近な商業施設や医療・福祉施設などの立地を許容します。
- ・用途地域の指定のない地域で、既に住宅団地が形成されている地区について、今後も低層の住宅を中心とした、良好な住環境の維持を図る地区については、住居系用途地域の指定を検討します。

(2) 商業系

① 中心商業・業務地区

- ・可児駅東土地区画整理事業により面的な都市整備を進めている JR 可児駅・名鉄新可児駅周辺地区や市役所周辺地区に、商業施設・行政施設の集積・誘導を進め、本区域の“顔”として利便性の高い商業地の形成を図ります。

② 沿道商業地区

- ・ 北部の既成市街地（幹線道路沿道）を沿道商業地区として位置付け、周辺の住環境に配慮しながら自動車交通に対応した商業施設などの集積を図ります。
- ・ 用途地域の指定のない地域で、沿道商業地区としての開発需要が高い地域や市街化が進展している地域等については、「都市的土地利用推進地」と位置付け、農業施策との調整を図りながら、地域の実情に応じた都市的土地利用を検討・推進します。

③ 近隣商業地区

- ・ 名鉄日本ライン今渡駅周辺、名鉄西可児駅周辺を近隣商業地区として位置付け、鉄道駅、幹線道路沿道の交通利便性を活かして商業施設の集積・誘導を進め、すべての人に配慮した利便性の高い近隣商業地の形成を目指します。

④ 大規模集客施設立地エリア

- ・ 既存の大規模集客施設が立地している地区を大規模集客施設立地エリアとして位置付け、機能の維持・更新を図ります。
- ・ 市街地周辺地区において新規の施設立地の必要性が生じた場合には、中心市街地などの既存商業及び周辺の営農環境などに配慮した計画的な立地を図ります。

(3) 工業系

- ・ 可児工業団地、二野工業団地と隣接の流通施設が立地する地区、可児柿田流通工業団地、土田地区の既存工業地を工業地区として位置付け、騒音・大気汚染の防止など、周辺の住環境と調和した土地利用を図ります。
- ・ 可児御嵩インターチェンジや幹線道路の交通利便性を活かし、周辺の緑地や住環境との調和にも留意しながら、専門性の高い工業地としての土地利用を図ります。

【優先的かつ計画的に市街化（用途地域指定）を図るべき区域】

区 域	方 針
広見東地区	可児御嵩インターチェンジ周辺という広域的な交通利便性を活用し、区域全体の活力向上を図るため、新たな工業地として位置付け、工業系の土地利用を検討
二野工業団地 周辺地区	周辺の自然環境や営農環境などとの調和が配慮され、農林漁業に関する土地利用との調整を図った上で、工業系の土地利用を検討

2. 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

(1) 住居系

- ・ 低層住宅が立地する地区等は低密度（容積率 100%以下）とし、その他の住宅地は周辺環境との調和を図りながら中密度（容積率 200%）を基本として適切に定めます。

(2) 商業系

- ・ 中心市街地（商業地）においては、必要に応じて建築物密度の高度化を図る一方、幹線道路沿道においては、ゆとりあるまち並み形成に向け低密度（容積率 200%）な市街地形成を図ります。

(3) 工業系

- ・ ゆとりある就業環境や防災上の安全性を確保するため、中密度（容積率 200%）な市街地形成を図ります。

3. 市街地の土地利用の方針

(1) 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・ 良好な居住環境が築かれている低層住居地区では、地区計画などを導入して居住環境を維持・保全します。
- ・ 土地利用の混在や道路などの基盤が未整備の状況がみられる一般住居地区では、土地区画整理事業などによる基盤整備や地区計画の導入により、居住環境の改善、向上を図ります。
- ・ 市街地の周辺における農村集落においては、生活・生産環境の改善を推進するとともに、本区域の原風景でもある洞の田園と民家と山林が織りなす里山を保全します。

(2) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- ・ 住宅団地外周の斜面緑地・社寺林などの保全、可児川緑地の整備などにより緑のネットワーク形成を進めます。
- ・ 都市公園を計画的に配置し、機能の充実を図ります。

(3) 用途転換・用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・ 準工業地域では、工場とともに商業施設、住宅の混在がみられますが、各地域の特性に応じた用途の純化を検討します。

4. その他の土地利用の方針

(1) 優良な農地との健全な調和に関する方針

- ・丘陵地に沿って広がる農業振興地域における農用地区域などの集団的農地では、既存集落と調和した良好な営農環境が形成されており、これを維持するため保全に努めます。
- ・市街地間を連絡する幹線道路の沿道や用途地域に近接し市街化が進展している場所においては、農業施策（農業振興地域における農用地区域）との調整を図りながら、適切な土地利用誘導策を講じ、都市的土地利用と農業的土地利用の健全な調和を図ります。

(2) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定により、無秩序な宅地開発などを抑制します。
- ・農地、保安林、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域などは、災害防止の観点から開発を抑制します。
- ・開発事業における基準に応じた調整池の設置等、雨水・土砂流出の抑制を行います。
- ・南部丘陵地などに点在する急傾斜地、土石流に関する危険箇所などの災害危険箇所では、急傾斜地崩壊対策事業を実施し、災害危険箇所に隣接する集落の安全の確保に努めます。
- ・南部を中心に広がる森林、市街地内に点在する樹林地は防災機能を有しており、これを保全します。

(3) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・優れた生態系を有する南部丘陵地、住民に潤いを与える貴重な樹林地や緑地を保全します。
- ・優れた自然景観、水辺植生や野鳥などの生息地として良好な空間を形成している木曾川・可児川などの河川を保全します。

(4) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・用途地域周辺において、宅地開発などにより既に都市化が進展している地区については、土地利用の混在を防止するため、特定用途制限地域などの指定を検討し、現在の居住環境の維持を図ります。
- ・用途地域外においては、宅地開発の抑制、農地、山林の保全に努め、新たな土地利用の需要に対しては、既存の用途地域内の低・未利用地の活用を推進します。ただし、本区域内に分散している各市街地の居住者の日常生活の利便性向上に資する施設や、都市の活力につながる産業用地の確保などのために必要な場合には、まちづくり条例に適合し、周辺の自然環境や営農環境、居住環境などとの調和に十分に配慮がされ、土地利用に関する農林漁業との調整を図った上で、計画的な都市的土地利用を許容します。

4-2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1. 交通施設の都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

①交通体系の整備の方針

●広域的な交通処理を支える（活力ある都市づくりの視点）

- ・ 地域の活力を維持・向上させるため、広域的な交通網などにより、周辺都市との高いアクセス性の確保に努めます。
- ・ 周辺地域における経済・産業・生活の拠点としてのアクセス性を強化するため、幹線道路の整備を推進します。

●効率的な交通処理を支える（円滑な移動の視点）

- ・ 都市中心部に集中する通過交通を代替処理する道路整備を推進します。
- ・ 分散した市街地や拠点が相互に機能を補完し合い、利便性の高い都市生活を実現するための交通ネットワークの構築を図ります。
- ・ 都市中心部と周辺部を連絡する道路整備を推進し、都市中心部へのアクセス性の確保に努めます。
- ・ 未完成路線については、地域の実情に合わせ既存道路の活用や代替路線の検討を踏まえて見直します。

●環境にやさしい都市づくりを支える（環境保全の視点）

- ・ 公共交通機関の利用を促進し、地球環境にやさしい都市づくりを目指します。
- ・ 道路が有するオープンスペース機能、緑化機能を活かして、市街地環境の改善を図ります。

●快適・安全な都市づくりを支える（人の暮らしやすさの視点）

- ・ 都市機能集積エリアなどの多くの人が集まる地域では、歩行者・自転車利用空間の確保により、安全・快適で賑わいのある道路空間の形成を図ります。
- ・ 地域特性に応じた歩道整備を行うとともに、交通安全対策や交通環境の整備を図ります。
- ・ 地震・火災などの緊急時において延焼防止機能を強化するとともに、円滑な消防活動・救助活動や安全な避難行動ができるよう、狭あい道路の解消などの基盤整備を推進します。

●人にやさしい都市づくりを支える（公共交通網の視点）

- ・ 歩いて暮らせるまちづくりを推進するため、公共交通の利便性向上に努めます。
- ・ 鉄道・路線バスの連携と役割分担、コミュニティバスの効率的な運行により、公共交通ネットワークの充実を図ります。
- ・ 多様な人々が利用しやすいユニバーサルデザインを採り入れた交通環境の形成を推進

します。

② 整備水準の目標

- 概ね 20 年後の整備水準として、整備済幹線街路の配置密度 1.64km/km²（暫定供用を含む）を目指します。

(2) 主要な施設の配置の方針

① 道路

●広域的な周辺都市とのアクセス性の強化

- 周辺都市との高いアクセス性を確保する道路を主軸となる幹線道路に位置付けます。

●分散した市街地の一体化

- 分散した市街地や拠点を接続し、利便性の高い都市生活を実現するための道路をその他幹線道路に位置付けます。

軸名	路線名
主軸となる幹線道路	(都)東海環状自動車道、(都)名濃バイパス線、(都)中濃大橋御嵩線、(都)可児 248 号バイパス線、(仮称)名濃道路、(主)可児金山線、(主)多治見白川線、(一)御嵩犬山線、(一)多治見八百津線
その他幹線道路	(都)広見土田線、(都)前波田白線、(都)川合姫ヶ丘線、(都)今渡坂戸線、(都)可児駅前線、(都)沢渡土田線、(都)羽崎沢渡線、(都)南部丘陵環状線、(都)東部丘陵環状線、(都)大森桜ヶ丘線、(都)東山線、(都)大森田白線、(都)二野大森線、(都)広見宮前線、(主)土岐可児線、(一)善師野多治見線

② 鉄道

- JR 太多線、名鉄広見線を本区域の主要な鉄道として位置づけ、輸送体制の強化や路線の存続を関係機関に要請していきます。
- 各鉄道駅周辺においては、バリアフリー化やユニバーサルデザインを推進するとともに、公共交通の拠点として、都市機能の集積を目指します。

③ その他

【駅前広場】

- 本区域の玄関口である JR 可児駅・名鉄新可児駅においては、バスやタクシーなど他の交通手段への乗り換え結節点としての機能を強化するため、利用実態に応じて可児駅前広場を配置します。
- 名鉄西可児駅には、帷子地区への公共交通によるアクセス拠点として西可児駅前広場を

配置します。

- ・ 可児駅東土地区画整理事業の実施に合わせて駅前広場の整備を推進し、交通結節点としての機能の充実や利便性の向上を図ります。

【駐車場】

- ・ JR 可児駅・名鉄新可児駅などの主要な駅周辺において、将来の土地利用や鉄道利用者の需要に応じて、パーク・アンド・ライドなどの公共駐車場の配置を検討します。

【駐輪場】

- ・ JR 可児駅、名鉄新可児駅、JR 下切駅及び名鉄西可児駅、名鉄日本ライン今渡駅周辺には、鉄道利用者の需要に応じて駐輪場を配置します。

(3) 主要な施設の整備目標

- ・ 優先的に概ね 10 年以内に整備することを予定する施設は以下のとおりです。

種 別	名 称	備 考
道 路	(都) 東海環状自動車道	一部
	(都) 中濃大橋御嵩線	一部
	(都) 可児 248 号バイパス線	一部
	(都) 沢渡土田線	一部
	(都) 広見宮前線	一部
	(都) 広見土田線	一部
	(都) 東部丘陵環状線	一部
	(一) 多治見八百津線	一部

2. 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

① 下水道及び河川の整備の方針

● 下水道

- ・ 水質の保全や安全で快適な生活環境を維持するため、下水道の普及率向上や雨水排水路の計画的な整備に努めるとともに、適正な維持・保全を図ります。

● 河川

- ・ 水資源の確保とともに、水害を防止し都市の安全性を高めるため、未改修河川の整備を推進します。
- ・ 住民の身近な憩いの場であるほか、多様な動植物の重要な生息地である、貴重な水辺環境の保全・活用を図ります。

② 整備水準の目標

● 下水道

- ・ 本区域の概ね20年後の整備水準の目標として、汚水処理人口普及率100%を目指します。

● 河川

- ・ 施設整備の現状を考慮し、県が管理する中小河川については中期的な整備水準の目標として以下の治水安全度を目標とし、国が管理する木曾川については目標とする治水安全度に応じて整備を進めます。

種 別	整備水準の目標（治水安全度）
河 川	可児川：1/70
	矢戸川：1/20
	久々利川：1/20～1/30

(2) 主要な施設の配置の方針

① 下水道

- ・ 市街地内及び市街地周辺の既存集落、汚水幹線沿線の一部の集落地区などについては、可児市流域関連公共下水道を配置します。
- ・ それ以外の既存集落については、特定環境保全公共下水道および農業集落排水施設を配置します。
- ・ 可児市流域関連公共下水道の終末処理場として、各務原都市計画区域の木曾川沿いの稲羽地域に岐阜県各務原浄化センターを配置します。
- ・ 特定環境保全公共下水道の下水処理場として、本区域の久々利地区に久々利浄化センターを配置します。
- ・ 農業集落排水施設の下水処理場として、本区域の矢戸地区に横市川浄化センター及び矢戸川浄化センターをそれぞれ配置します。

② 河川

- ・ 主要な河川として、本区域の北端を流れる木曾川、中心部を東西に流れる可児川、可児川の支流である久々利川、姫川、横市川、矢戸川を位置付けます。

(3) 主要な施設の整備目標

- ・ 優先的に概ね 10 年以内に整備することを予定する施設は以下のとおりです。

種 別	名 称	備 考
下水道	流域関連公共下水道	木曾川右岸処理区
河 川	可児川	河川改修
	矢戸川	
	久々利川	

3. その他の都市施設の都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

- ・ ごみ処理については、リフューズ・リデュース・リユース・リサイクルを推進し、減量化を図るとともに循環型社会の構築を図ります。
- ・ 流通の円滑化、住民への食料安定供給を図るため、拠点となる市場の活用を継続します。

(2) 主要な施設の配置の方針

① ごみ処理施設

- ・ 本区域の塩河地区に可茂衛生施設利用組合が運営する「可茂クリーンパーク（ささゆりクリーンパーク）」を配置します。

② 市場

- ・ 本区域の川合地区に可茂市場管理株式会社が運営する「可茂公設地方卸売市場」を配置します。

(3) 主要な施設の整備目標

- ・ 優先的に概ね 10 年以内に整備することを予定する施設はありません。
- ・ 計画的に維持管理を行い、施設の長寿命化を図ります。

4-3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

1. 主要な市街地開発事業の決定の方針

- ・ 中心市街地においては、現在進められている土地区画整理事業などによって計画的かつ一体的な市街地整備を行い、中心商業・業務機能の強化、集積を促進し、都市としてまとまりと求心性のある集約型都市構造の実現を目指します。
- ・ 用途地域内の基盤未整備区域、低・未利用地や用途混在がみられる区域においては、土地区画整理事業などにより整序を図るほか、地区計画の導入や狭あい道路の解消などにより、良好な居住環境の形成を図ります。

2. 市街地整備の目標

- ・ 優先的に概ね 10 年以内に実施することを予定する市街地開発事業は以下のとおりです。

事業名	備考
可児駅東土地区画整理事業	施行中

4-4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1. 基本方針

(1) 自然的環境の整備又は保全の方針

緑の基本計画に基づき、「水と緑と人の共生」を目指します。

①みどり豊かな自然環境の保全

- ・ 南部丘陵地にある多数の森林やため池、農地や河川、市街地内でみられる樹林地などは、次世代に継承すべき貴重な財産として保全するとともに、観光・レクリエーション機能として活用を図ります。
- ・ 環境学習の普及・拡大により自然環境や地域資源への関心を高めるとともに、住民や事業者との協働での保全に努めます。

②安全で良好な生活環境を支える公園・緑地の確保

- ・ 余暇時間の増大や高齢者の増加などの社会的課題、想定される大規模災害への対応から、公園・緑地の必要性がより高まってくると考えられます。そのため、既存公園の再整備や市街地内緑地の活用などにより、地域特性に応じた身近な公園の整備を検討するとともに、スポーツ施設など運動環境の充実を図ります。

③魅力ある景観の形成

- ・ 山地の緑を保全するとともに、市街地に残された緑の保全に努めます。
- ・ 緑の基本計画に基づき緑地の保全・緑化の推進を行い、景観計画に基づく良好な自然景観の維持・創出を進めます。

(2) 整備水準の目標

- ・ 本区域における整備水準の目標である都市計画区域人口一人当たり 10 m²の維持に向けて、適正に管理を行います。

2. 主要な緑地の配置の方針

良好な自然環境を構成する主要な緑地について、緑地の機能を系統別に評価し、おおまかな配置の方針を以下のとおりとします。

(1) 環境保全系統

- ・ 南部に広がる丘陵地は優れた生態系を有する緑地とし、その中に自然環境に恵まれたため池を配置します。
- ・ 良好な地形地質を有した水辺地である木曽川を本区域北部に、可児川を中心部に配置し、木曽川と可児川の合流部を中心に可児川下流域自然公園、可児川沿いにふるさと川公園を配置します。

(2) レクリエーション系統

- ・ レクリエーションの拠点として、花フェスタ記念公園、可児川下流域自然公園、歴史と文化の森、可児やすらぎの森を配置します。
- ・ 住民のスポーツ・レクリエーション活動やイベント・交流・防災活動の拠点として、可児市運動公園、ふれあいパーク・緑の丘、(仮称)土田渡多目的広場を配置します。
- ・ 「可児市かわまちづくり基本計画」に基づき、木曽川左岸に遊歩道を整備し、自然、歴史・文化資源を活かした「かわまちづくり」の実現を図ります。
- ・ 可児市運動公園内のグラウンドは、サッカー場および多目的グラウンドへ再整備します。

(3) 防災系統

- ・ 災害時などの避難場所として公園、緑地などのオープンスペースを適正に配置します。
- ・ 公園や樹林地・社寺林は避難地としての他、防風、火災延焼防止など都市災害の防止機能をもつ緑地として配置します。
- ・ 丘陵地や農地、ため池などは保水機能を有する緑地として配置します。

(4) 景観構成系統

- ・ 本区域の景観シンボルとして丘陵地、田園、河川、ため池などを配置します。
- ・ 市街地内では、生活にやすらぎや潤いをもたせる公園、緑地を適正に配置するとともに、集落沿いの農地や山林は、人と自然の調和した良好な景観として位置付けます。

3. 実現のための具体の都市計画制度の方針

- ・ 配置された緑地について、整備又は保全を実現するため、緑の基本計画に基づき、計画的な公園整備に努めるとともに、特別緑地保全地区、風致地区、景観地区の指定などを検討し、緑地の保全に努めます。

4. 主要な緑地の確保目標

- 優先的に概ね10年以内に整備することを予定する公園等の公共空地は以下のとおりです。

種別	名称	備考
緑地	木曾川左岸遊歩道	
公園	可児市運動公園	再整備

1 用語の解説

1 共通（語尾等の表現について）

本文中における各種方針の記述がどのような意思を持っているかを明確に示すため、語尾等の表現は以下のとおり統一しています。

語 尾 等	説 明
～進めます。 ～行います。 ～するものとします。 ～定めます。 ～強化します。 ～構築します。 ～集約します。 ～実施します。 ～推進します。 ～導入します。 ～保全します。 ～誘導します。 ～抑制します。 ～配置します。	【定義】 ・ 県・市町が主体的に、目標年次である 2030 年までに実行(※)する施策又は実行済み（実行中）の施策。 例) インターチェンジの周辺はその好条件を活かし工業団地を形成します。 例) 生産性の高い農地については、保全します。 ※「実行」とは、土地利用系の場合は都市計画決定すること、都市施設系の場合は都市計画決定する又は整備することをいう。
～位置付けます。 ～検討します。	【定義】 ・ 目標年次である 2030 年までに、その方針（実行主体等も含む）を定め、実行するもの。
～促進します。 ～努めます。 ～図ります。 ～目指します。 ～目標とします。	【定義】 ・ 目標年次である 2030 年までに実現されることを目指す又はそのための施策を実行中のもの。
(仮称)〇〇	都市計画決定を予定する都市計画施設（道路、公園等）名称
(国)〇〇号	都市計画道路以外の一般国道
(主)〇〇線	都市計画道路以外の主要地方道
(一)〇〇線	都市計画道路以外の一般県道

2 個別

用 語		説 明
あ	I C T	Information and Communication Technology の略。情報通信技術。
	I T S	Intelligent Transport Systems の略。高度道路交通システムと直訳され、道路交通の安全性、輸送効率、快適性の向上等を目的に、最先端の情報通信技術等を用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築する新しい道路交通システムの総称。
	アクセス	道路や交通機関を用いて、ある地点や施設へ到達すること。
	アメニティ	快適性。住み心地の良さ。
い	インバウンド	訪日外国人旅行客誘致。
	インフラ	インフラストラクチャーの略。道路、橋りょう、ダム、学校、病院、鉄道、上下水道、電気、ガス、電話など経済・生産基盤を形成するものの総称。社会資本。
う	魚つき保安林	森林法において、水源のかん養、土砂災害の防備など、特定の公共目的の達成のために指定される 17 種類の「保安林」の一つ。魚つき保安林は、水面に対する森林の陰影の投影、魚類等に対する養分の供給、水質汚濁の防止等の作用により魚類の生息と繁殖を助ける。
	雨水流出抑制施設	治水対策の一環として、敷地内に降った雨水をそれぞれの敷地内で貯留、浸透させることにより、洪水発生を防止することを目的とした施設。具体的には、地下貯留槽などの貯留施設と、浸透ます、透水性舗装などの浸透施設がある。
	ウォーターフロントパーク	河川、湖沼などの水際、水辺の公園。
え	N P O	Non-Profit Organization の略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。 そのうち、「特定非営利活動促進法」に基づき、法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人（NPO 法人）」という。
お	大型商業施設	主に大規模小売店舗立地法（大店立地法）が適用される店舗面積 1,000 m ² 超の大型商業施設（店舗）をいう。
	オープンスペース	公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空き地を総称していう。都市計画法上の用語としては「公共空地」がある。建築基準法では、総合設計制度における空き地（公開空地）がある。
	汚水処理人口普及率	国土交通省、農林水産省、環境省がそれぞれ所管する下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等の汚水処理施設の普及状況を、それらを使える人口の総人口に対する割合で表した指標。
	オリベストリート	岐阜県が提唱する、県出身の先人・古田織部が好んだ自由奔放、独創性などの特徴・理念（オリベイズム）を現代の生活全般に反映させ、岐阜県の産業・文化の活性化を進めるプロジェクト（オリベプロジェクト）の一つの取り組みであり、陶磁器のまちとして発展してきた資産を活かした「賑わいのまちづくり」、「ビジターズ産業おこし」として多治見市が進めるプロジェクト「オリベストリート構想」の対象として選定された地区。

用 語		説 明
	温室効果ガス	大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称のこと。人間活動によって増加した主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスがある。
	オンデマンドバス	予約型の運行形態方式のバス。運行方式、運行ダイヤ、発着地の自由度の組み合わせにより、多様な運行形態が存在する。
か	街区公園	都市公園のうち、もっぱら街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。誘致距離 250m の範囲内で 1 か所あたり面積 0.25ha を標準として設置する。
	開発許可制度	都市計画法における開発行為に対する許可制度。都市の水準を確保するため、一定規模以上の開発行為に対して、道路などの必要な公共施設の整備などの技術的基準を設けている。市街化調整区域においては、一定のものを除き開発行為自体を制限している。
	可住地	居住に利用できる土地。岐阜県の都市計画基礎調査では、水面、その他自然地（原野・牧野、荒地を除く）、道路用地、交通施設用地、公共空地、公共施設用地、その他公的施設用地、商業用地、工業用地を「非可住地」とし、それ以外を「可住地」としている。
	合併浄化槽	し尿と生活雑排水をあわせて処理する浄化槽のこと。
	観光地区	自然環境に恵まれた地域において、観光施設又はレクリエーション施設を特定の地域に限定して集中立地を図るために定められる地区。
	緩衝機能	隣接、近接する異種異用途の間に介在することで、両者間で生じる問題や影響を緩め和らげる働きや役割のこと。
	環状道路	都市の一部又は全部を囲み、都心に用事のない交通を迂回させることを目的とする道路。
	幹線街路	都市計画道路の一つ。都市の主要な骨格をなし、近隣住区等における主要な道路又は外郭を形成する道路で、発生又は集中する交通を当該地区の外郭を形成する道路に連結するもの。
き	既存ストック	これまでに整備された都市基盤施設や公共施設、建築物などの蓄積のこと。
	急傾斜地崩壊危険区域	がけの斜面角度 30 度以上、かつ高さが 5m 以上のがけ地のうち、崩壊のおそれがあるとして法律により知事が指定した区域。
	狭隘（きょうあい）道路	幅員が狭く、自動車の通行に支障を来す道路。
	緊急輸送道路	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路。
	近隣公園	都市公園のうち、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。近隣住区あたり 1 か所を誘致距離 500m の範囲内で 1 か所あたり面積 2ha を標準として配置する。
	近隣商業地域	都市計画法に基づく用途地域の一つ。近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するための地域などに指定される。

用 語		説 明
く	区域区分	<p>都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分することで、一般的に「線引き」と呼ばれているもの。無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和など、地域の実情に即した都市計画を樹立する上で根幹をなす。昭和 43 年の都市計画法改正により導入された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 12 年の都市計画法改正により、都市計画区域毎に区域区分を定めるか否か、また定める場合にはその方針について、都市計画区域マスタープランの中で示すこととなった。 区域区分の決定にあたっては、当該都市計画区域の人口・産業動向、都市的土地利用の現況及び動向を勘案するとともに、都市活動と農林漁業との調和に十分配慮して適切に設定する必要があるとされている。
	区画道路	都市内道路のうち、交通の機能よりも、沿道の出入り機能の役割が大きい道路で、地域住民の日常生活に密着した道路。
け	経営耕地面積	農家が経営する耕地（田、畑、樹園地の計）の面積をいう。経営耕地は自己所有地と借入耕地に区分される。
	景観行政団体	景観法により定義される景観行政を司る行政機構。政令指定都市又は中核市にあつてはそれぞれの地域を管轄する地方自治体が、その他の地域においては基本的に都道府県がその役割を負う。ただし、景観法に基づいた規定の事務処理を行うことを都道府県知事と協議し、同意を得た市町村の区域にあつては、それらの市町村が景観行政団体となる。また、景観行政団体は、景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることができる。景観計画区域に指定された区域では、建築や建設など景観にかかわる開発を行う場合に、設計や施工方法などを景観行政団体に届け出るなどの義務が生じる。
	景観計画	景観法に基づき、景観行政団体である都道府県や市区町村が定める計画。地域の景観形成の総合的な基本計画であり、景観計画の区域や景観形成の方針、行為ごとの規制内容等を定める。
	景観条例	景観づくりの理念や目標、具体的なまちづくりの誘導や市民の意見の反映などに関し、必要な手続や方策等を制度的に定める条例。県単位又は市町村単位で、議会の議決を経て制定される。
	景観地区	建築物の形態意匠の制限等により、市街地の良好な景観の形成を図るために定められる地区。
	形態規制	<p>用途制限との関連で、地域ごとに建物の建て込みや規模（建蔽率、容積率、道路斜線、日影）などについて規制しようとするもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 建蔽率：建築物の建築面積の敷地面積に対する割合。 2) 容積率：建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合。 3) 日影規制：隣地に与える日照の影響により中高層の建築物の高さなどを制限する。 4) 斜線規制：道路・隣地からの距離により建築物の高さを制限する。

用 語		説 明
	下水道	生活排水、工場排水、雨水等の下水を排除するために設けられる排水管などの排水施設、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設、これらの施設を補完するために設けられるポンプ施設を含む施設の総体で、公共下水道、流域下水道及び都市下水路の3種類に分類される。 下水道の設置・管理は、公共下水道及び都市下水路については原則として市町村が行い、流域下水道については原則として都道府県が行う。
	ゲストハウス	一般的に、比較的安価な料金で利用できる、主にバックパッカー向けの宿泊施設。
	減災	災害の被害を軽減すること。
	建築協定	住民の合意のもとに、一定地域内の建築物の構造・用途・形態・デザインなどに関する基準を定める建築基準法に基づく制度。
	建蔽率	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合のこと。
ハ	広域公園	都市公園のうち、主として一つの市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園。地方生活圏など広域的なブロック単位ごとに1か所あたり面積50ha以上を標準として配置する。
	広域道路	県内及び他県との交流を支え地域の連携を促す幹線道路で、高規格道路と一体的に機能する一般国道及び主要な都道府県道等のこと。
	広域防災拠点	広域的な災害対策活動が円滑かつ効率的に行われるための活動拠点。主に人やモノの流れを扱う拠点となり、救援物資の中継・分配機能、広域支援部隊の一次集結・ベースキャンプ機能、海外からの支援物資・人員の受入れ機能、災害医療支援機能、物資等の備蓄機能の全て又は一部を機能として持つ。
	高規格幹線道路	自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国の主要都市間を連絡し、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。
	公共下水道	主として市街地における下水を排除又は処理するため、地方公共団体が計画、設置、管理する下水道。単独公共下水道、流域関連公共下水道及び特定環境保全公共下水道がある。
	公共車両優先システム (PTPS)	交通管理者の交通管制システムとバス事業者のバスロケーションシステムとを有機的に結合したシステム。路上の光学式車両感知器とバス車載装置間で双方向通信を行い、バス優先信号制御、バスレーン内違法走行車への警告、バス運行管理支援、所要時間表示などをリアルタイムで行う。
	公共水域	公共利用のための水域や水路のことをいい、河川、湖沼、港湾、沿岸海域、公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水域や水路をいう（ただし、下水道は除く）。

用 語	説 明
工業地域・準工業地域	都市計画法に基づく用途地域の一種。主として工業の利便を増進するために定める地域。工業地域内ではホテル・キャバレー等の風俗営業施設、映画館、学校、病院等の建築物は建てられない。 これに対して、準工業地域は主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するために定める地域であり、最も制限が緩い用途地域であるが、火薬等の危険物の製造工場や貯蔵施設のほか、悪臭、騒音、健康阻害等のおそれのある工場などの建築物は建てられない。
交通結節点	異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。具体的な施設は、鉄道駅、バスターミナルなど。
高度地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、市街地の環境の維持又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区。
高度利用地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、建築物の敷地などの統合を促進し、小規模建築物の建築を抑制するとともに、建築物の敷地内に有効な空地を確保することにより、土地の高度利用と都市機能の更新を図る地区。
交流産業	ある地域が他の地域の人々を招き入れ、情報や文化を交換し、交流することに関わる産業の総称。具体的には、イベント・コンベンションの開催・誘致、特産品の開発・販売、地域の情報発信などが挙げられる。
交流人口	地域外からの旅行者や短期滞在者。
コミュニティ	人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、及びその人々の集団。地域社会。共同体。
コミュニティバス	交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う乗合バス、もしくは、市町村自らが自家用有償旅客運送者の登録を受けて行う市町村運営有償運送により運行するものをいう。
コミュニティ・プラント	下水道区域以外の住宅団地等から排出されるし尿と生活雑排水を集合処理するために市町村が設置・管理する地域し尿処理施設。
コンパクト+ネットワーク	人口減少下において、生活に必要な各種のサービスを維持し、効率的に提供していくために、各種機能を一定のエリアに集約化（コンパクト化）するとともに、各地域をネットワーク化することで各種の都市機能に応じた圏域人口を確保するという考え方。
コンパクトシティ	都市内の中心市街地、主要な交通結節点周辺等から、都市機能の集積を促進する拠点（集約拠点）を地域特性を踏まえて選択して位置付け、複数の集約拠点を都市内のその他の地域とを公共交通を基本に有機的に連携させる拠点ネットワーク型の「集約型都市構造」のこと。
さ サイン	目印・表示・標識などをいう。特に、不特定多数の利用者を対象として公的機関が設置し、日常生活の中で主として行動の指標となる情報を伝えるものとして、公的サインがある。

用 語	説 明
里山	集落、農地の周辺にある農業・生活に使われていた森林。(竹林を含む)
砂防えん堤	土砂の流出を防止したり調節したりするために設けるもの。
砂防指定地	大雨などで山の斜面や谷などが浸食されて発生する土砂の流出による被害を防止するために、砂防設備が必要な土地又は一定の行為の制限を行う土地として国土交通大臣が指定した土地のこと。
シェアサイクル	相互利用可能な複数の自転車置き場からなる、自転車による面的な都市交通システム。
市街化区域	都市計画区域のうち、「既に市街地が形成されている区域」と、「概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域」。用途地域などを定め、秩序ある市街地形成を図るとともに、市街化を促進する都市施設を定め、市街地開発事業などによって整備、開発を積極的に進めるべき区域とされる。
市街化調整区域	都市計画区域のうち「市街化を抑制すべき区域」。市街化調整区域内では、原則として、農林漁業用の建物等を除き開発行為は許可されず、また用途地域を定めないこととされ、市街化を促進する都市施設も定めないものとされている。
市街地開発事業	一定の地域について、総合的な計画に基づき、公共施設、宅地や建築物の整備を一体的に行う、面的な市街地の開発事業。土地区画整理事業、市街地再開発事業などが該当する。
市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的に、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を行う事業。事業種別には第一種（権利変換方式）と第二種（管理処分方式）がある。
寺社叢（じしゃぞう）	寺社の敷地内や参道沿いの庭園樹木や森林。
地震防災対策推進地域	南海トラフ地震が発生した場合に著しい被害が生じるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域（南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域）。国が全国で 29 都府県・707 市町村を指定おり、県内では岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、郡上市、下呂市、本巣市、海津市、羽島郡、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡、本巣郡、加茂郡、可児郡が指定されている。
自然環境保全地域	自然環境保全法及び都道府県条例に基づき、自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された地域。
自然的土地利用	田畑などの農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川などの土地利用を加えたもの。
地場産業	特定の一地方において、その地方の資源・労働力を背景に古くから発展し、その地に定着している産業。
市民緑地	都市内の民有地の緑を保全し、良好な都市環境を確保するために、樹林地などの所有者と地方公共団体などが契約を行い、地方公共団体などが施設を整備し、市民緑地として一定の期間管理し、住民に公開するもの。所有者は土地にかかる税金の優遇措置が与えられる。
社会基盤	産業や社会生活の基盤となる施設。道路、鉄道など産業基盤の社会資本、および学校、病院等の生活関連の社会資本など。インフラ。

用 語	説 明
住区基幹公園	比較的小規模な公園のことで、街区公園、近隣公園、地区公園の種類がある。
終末処理場	下水を最終的に処理して、河川その他の公共の水域に放流するために下水道施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設のこと。
集約型都市構造	⇒コンパクトシティ【⇔分散型都市構造】
重要水防箇所	堤防の大きさが不足している箇所、洪水が堤防や地盤を浸透し湧き出る箇所、堤防の法くずれの危険性のある箇所など、洪水時に危険が予想され、重点的に巡視点検が必要な箇所を示すもの。
重要伝統的建造物群保存地区	文化財保護法第 144 条第 1 項に基づき、伝統的建造物群保存地区の区域の全部又は一部で我が国にとってその価値が特に高いものとして文部科学大臣が選定する地区。
循環型社会	廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用、適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。
小規模集合排水処理施設	市町村が汚水等を集合的に処理する施設であって、小規模なもの整備促進を図るため、地方単独事業により実施するもの。
新五流域総合治水対策プラン	岐阜県は 8 つの流域に分かれており、それらの流域面積やそこに流れる河川の規模、さらにはその流域における近年の災害の発生状況や河川整備状況などを踏まえ、総合的な治水対策プランを作成する対象流域を長良川、宮川（神通川）、揖斐川、土岐川、木曾・飛騨川の 5 流域としている。その 5 流域の総合的な治水対策プランを総じて新五流域総合治水対策プラン（新五流総）という。
親水空間	水と親しむことを主目的とした場所のこと。
浸水想定区域 （洪水浸水想定区域）	洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると指定された河川が、想定し得る最大規模の降雨によって氾濫した場合に浸水が想定されるとして指定された区域。
水源涵養機能	森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。
水棲生物	水中又は水辺に生息する生物。
ストックマネジメント	持続可能な事業の実現を目的に、目標を定め、施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状況を予測しながら、施設を計画的かつ効率的に管理すること。
ストリート・ファニチャー	道路、主として歩道上に設置される様々な街路備品。ベンチ、街路灯、標識などが挙げられる。
スプロール	市街地が無計画に郊外へ拡大し、無秩序な市街地を形成すること。道路や下水道等の都市施設が整備されないまま低質な市街地が形成され、防災上、環境上の問題を生ずるのみでなく、市街地環境を改善するにあたって公共投資の非効率化を招くなど、社会的、経済的な困難を生ずることが弊害として挙げられる。
スマートインターチェンジ	高速道路本線やサービスエリア、パーキングエリア等から乗り降りができるように設置されるインターチェンジ。通行可能な車両（料金支払い方法）を E T C 搭載車両に限定している。

用 語		説 明
	スローライフ	現代社会のスピードと効率を追い求める慌しい暮らしや働き方を見直し、人生をゆったりと楽しみ、生活の質を高めようという生活様式に関する思想の一つ。
せ	生活環境保全林	地域住民の生活周辺において防災機能と保健休養機能を与えてくれる森林として都道府県が指定し、治山事業として整備する森林。
	製造品出荷額等	「製造品出荷額」、「加工賃収入額」、「修理料収入額」、「製造工程から出たくず及び廃物」の出荷額及びその他の収入額の合計。
	線引き	都市計画区域を、計画的に市街化を図る市街化区域と、市街化を抑制する市街化調整区域に分けること。都市計画法では「市街化区域及び市街化調整区域との区分（あるいは単に「区域区分）」と称している。【⇔非線引き】
そ	ソフトピアジャパン	1996年に岐阜県大垣市に誕生した、情報産業を育成、振興、集積するIT拠点。
	ゾーン30	生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度30km/hの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策。
た	大規模集客施設	建築基準法別表第二（か）項に掲げる建築物。劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの。
	大規模集客施設立地エリア	都市構造に大きな影響を与える大規模集客施設について、現在既に立地している場所や今後立地予定の場所で、計画的に適正な立地を進め、商業機能の維持と発展を図るエリアのこと。原則として、そのエリアのみを大規模集客施設が立地可能な都市構造として許容する。具体的には、立地可能な用途地域（近隣商業・商業・準工業地域）にある施設を位置づけることとしているが、立地不可能な用途地域にある施設を位置づける場合でも、今後個別に広域調整手続きを行った後、立地可能な用途への変更を行う予定としている。
	大規模集客施設立地規制地区	特別用途地区の一つで、中心市街地活性化への影響が大きいと考えられる、準工業地域における大規模集客施設の立地を制限するために定められる地区。
	第1次産業	産業を3部門に分類した場合の一区分。日本標準産業分類の大分類では農業、林業、漁業がこれに該当する。
	第2次産業	産業を3部門に分類した場合の一区分。日本標準産業分類の大分類では鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業がこれに該当する。

用 語	説 明
第3次産業	産業を3部門に分類した場合の一区分。日本標準産業分類の大分類では電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、他に分類されないサービス業、公務がこれに該当し、農林水産業、鉱工業、建設業以外のサービス生産活動を主体とするすべての業種が含まれる。
タウンマネジメント	市民、行政、商店街など地域を構成する様々な主体が参加し、広範な問題を内包するまちの運営を横断的・総合的に調整・プロデュースし、中心市街地の活性化と維持に主体的に取り組むこと。中心市街地活性化法においても、このタウンマネジメント機関の役割が重視されている。
立場（たてば）	江戸時代に、五街道等で次の宿場町が遠い場合その途中に、また峠のような難所がある場合その難所に、休憩施設として設けられたものをいい、茶屋や売店が設けられていた。俗にいう「峠の茶屋」も立場の一種である。馬や駕籠の交代を行うこともあった。藩が設置したものや、周辺住民の手で自然発生したものもある。また、立場として特に繁栄したような地域では、宿場と混同して認識されている場合がある。継立場（つぎたてば）あるいは継場（つぎば）ともいう。
地域高規格道路	高規格幹線道路を補完し、地域相互の連携交流や空港・港湾などの広域交通拠点などを連結する規格の高い道路。4車線以上の道路で時速60～80km以上で高速走行できる自動車専用道路かこれと同等の機能を持つ道路。
地域公共交通網形成計画	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に基づいて地方公共団体が作成する、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画。
地域森林計画対象民有林	民有林を対象として、森林計画区ごとに都道府県知事が全国森林計画に即して5年ごと10年を1期として立てる計画。
地域地区	都市計画法に基づく都市計画の種類の一つで、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、地域又は地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの。
地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される体制。
地域防災計画	ある一定の地域において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、各防災機関の任務を明確にし、全力をあげて災害の発生を防止し、さらに応急的援助を行うなど被害の軽減に努めるよう、事前の対策をまとめたもの。
地区計画	都市計画法に定められた制度の一つで、地区の特性にふさわしい良好な都市環境の維持・形成を図るために、必要な事項を定める制度。ある地区が目指す将来像を示したり、生活道路の配置や建築物の建て方のルールなどを定める。住民等の意見を反映して、その地区独自のきめ細かなまちづくりルールを定めることができる。

ち

用 語	説 明
	<p>治水安全度</p> <p>水害に対する安全性を示す指標であり、通常は過去の実績から統計的に算出される降雨の年超過確率で表す。例えば、「〇〇川の治水安全度は 1/10 である」といった場合、10 年に 1 回程度降る大雨でも水害が起きない可能性が高いことを意味する。計画上の治水安全度は、建設省（当時）河川局監修の河川砂防技術基準（案）同解説（計画編）（平成 9 年）によれば、「計画の規模（治水安全度）は、河川の重要度や被害の実態、経済効果等を総合的に考慮して定める」とされている。</p>
	<p>駐車場整備地区</p> <p>都市計画法に基づく地域地区の一つで、商業地区や住居地区内で、自動車交通の多い地区において、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保するため、駐車場の整備を推進する必要がある地区。</p>
	<p>中心市街地活性化基本計画</p> <p>地方都市の個性や独自性を活かし、中心市街地の総合的な魅力の増進と活性化を図るための計画を地方公共団体から募り、優れた計画を認定して事業を積極的に推進する計画。</p>
	<p>超高齢社会</p> <p>高齢化率（総人口に占める 65 歳以上の人口割合）が 21% を超える社会。高齢化率が 7% を超えたときに高齢化社会、14% を超えたときに高齢社会と分類している。</p>
	<p>鳥獣保護区</p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）に基づき、鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るために指定される区域。</p>
	<p>調整池</p> <p>短時間の集中的な降雨などにより、増水しつつある河川への洪水流出量を抑制するための施設。</p>
つ	
て	<p>DID</p> <p>Densely Inhabited District の略。人口集中地区と直訳され、国勢調査の集計のために設定される統計地域で、人口密度が 40 人/ha 以上の国勢調査の調査区が集合し、合計人口が 5,000 人以上となる地域。</p> <p>低炭素社会</p> <p>二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。低炭素型社会、脱炭素社会ともいう。</p> <p>低・未利用地</p> <p>土地基本法において、土地は国民のための限られた貴重な資源であり、適正かつ合理的な利用をすべきものとして位置付けられているが、こうした観点に立ったときに、本来、建築物などが建てられその土地にふさわしい利用がなされるべきと考えられる土地において、そのような利用がなされていない場合、これを一般的に低・未利用地という。</p> <p>同種概念に都市計画法に基づく遊休土地がある。都市計画運用指針では、未利用とは何らの用途にも供されていない状態、低利用とは対象土地の利用の程度が周辺地域における同一の用途、又はこれに類する用途に供されている土地の利用程度と比較して著しく劣っている状態をいう。</p>

用 語		説 明
	テクノプラザ	VR技術やロボット技術など科学技術に関する各研究開発機能が集積する研究開発拠点であり、「IT」と「ものづくり」の融合による産業の高度化・情報化・及び新産業の創出を目指している。情報提供や人材育成・研究開発支援機能をもたせる地域産業の高度化を推進する中核拠点として整備された施設で、県有施設である岐阜県科学技術振興センターと第三セクターの株式会社VRテクノセンターから成る合築施設となっている。
	デマンド型交通	予約型の運行形態の輸送サービスを指す。路線定期型交通と異なり、運行方式、運行ダイヤ、発着地の自由度の組み合わせにより様々な運行形態が存在する。
	伝統的建造物群保存地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、価値のある伝統的建造物群及び周辺環境を保存するために指定される地区。建造物、土地の形質、樹木など現状の変更に対して規制を受ける。
と	東濃研究学園都市	東濃西部地域における先端科学技術研究施設が集積した都市のこと。研究者により良い環境を提供するため、クオリティーの高い居住空間、交流施設などを整備し、世界に誇ることができる快適で高機能なまちづくりを、地域と一体となって進めている。
	特定空家	空家等のうち、(イ)そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、(ロ)そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態、(ハ)適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、(ニ)その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められるもの。
	特定環境保全公共下水道	公共下水道のうち、市街化区域以外の区域において設置される下水道。
	特定用途制限地域	都市計画法に基づく地域地区の一つで、用途地域が定められていない地域（市街化調整区域を除く）において、良好な環境の形成・保持の観点から、望ましくない用途の建築物などの建築を制限する地域。
	特別業務地区	卸売市場等の流通業務施設を集中立地及び幹線道路沿い等で沿道サービス施設の立地を図るために定められる地区。
	特別工業地区	特別用途地区の一つで、周辺地域との環境保全を図りながら地場産業の育成を図る等のために定められた地区。
	特別用途地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、用途地域を補完するものとして、特別の目的から特定の用途の利便の増進又は環境の保護等を図るために定める地区。特別工業地区などがある。

用 語	説 明
特別緑地保全地区	都市計画区域内の緑地の良好な自然的環境を保全するために定められる地区。都市緑地法第 12 条に規定された制度。2004 年の旧都市緑地保全法の改正（同改正により法律名も改称）により、従前の都市緑地保全地区の規定が、都市緑地保全地域及び特別都市緑地保全地区の規定として改められている。都市計画法及び関連法令の規制を受けるべき土地として指定される「都市計画区域」内で良好な自然環境を形成している緑地のうち、市町村が都市計画に「地域地区」の一つとしてその区域を定めた緑地。神社、寺院等と一体となって文化的意義を有するもの、風致・景観が優れ、地域住民の生活環境として必要なもの、動植物の生息地又は生育地で保全する必要があるものなどが設定される。
都市型水害	アスファルト舗装の道路や密集したコンクリート建物は地中への雨水の浸透を低下させる。このような都市において、局地的な豪雨による雨水が一気に下水道や中小河川へ流れ込み、排水処理機能がこれに追いつかない場合に雨水があふれ出すことにより発生する水害。
都市農業	市街地及びその周辺の地域において行われる農業のこと。
都市基幹公園	都市公園のうち、都市の骨格を形成する大規模な公園であり、市民全般を対象としたもの。総合公園と運動公園によって構成される。
都市機能	一般的には都市及びそこで営まれる人間社会を構成する主要な機能。例えば「居住機能」「工業生産機能」「物流機能」「商業・業務機能」「行政機能」「文化機能」「レクリエーション機能」などの都市的な機能のほか、「自然機能」や「農業機能」もそれに含んで指す場合も多い。なお、都市インフラ（道路・鉄道、公園緑地、上下水道、都市河川などの都市基盤施設）のうえに上記のような都市機能が配置され、ひとつの都市構造を形成するが、駅、インターチェンジ、空港などの交通施設、公園緑地などは、インフラでもあり、同時に都市機能でもある。
都市機能誘導区域	医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。都市再生特別措置法に基づいて市町村が作成する立地適正化計画で定める。
都市計画区域	都市計画法とその関連法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等の現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域について都道府県が指定する。
都市計画区域マスタープラン	都市計画法第 6 条の 2 の規定に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のこと。一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、その区域ごとに、都道府県が一市町村を超える広域的な見地から、区域区分をはじめとして都市計画の基本的な方針を定める。

用 語	説 明
都市計画公園	都市計画区域内において、都市計画法 11 条の都市施設として都市計画決定された公園。公園の種別としては、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園、特殊公園があるが、公園の機能に応じた規模の適正化を図るため、公園種別に応じた規模を基準として定める。公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地に関する都市計画は、面積が 10ha 以上については広域的見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設として都道府県知事が、その他については市町村が定める。
都市計画道路	都市の基盤的施設として都市計画法に基づき都市計画に定められた道路のこと。以下の 4 種類がある。 ①自動車専用道路 ②幹線街路 ③区画街路 ④特殊街路
都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続き、開発許可・建築制限などの都市計画制限、都市計画事業の認可・施行などについて定めた法律。昭和 44 年（1969 年）施行。
都市公園	都市公園法にいう都市公園には、以下のものがある。 ①国営公園（広域的な利用に供するもの及び国家的な記念事業等として設置するもの） ②地方公共団体が設置する都市公園（街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園等）
都市高速鉄道	都市における鉄道のうち、都市計画上必要な都市施設として都市計画法に基づき定められたものをいう。
都市再生整備計画	都市再生特別措置法第 46 条第 1 項に基づき市町村が作成する、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施するための計画。
都市施設	道路、公園、下水道など、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。都市計画法第 11 号において道路、鉄道などの交通施設や公園、緑地などの公共空地等を都市施設としている。これらの都市施設は、土地利用、交通などの現状、将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するように定めることとされている。
都市的土地利用	主として都市における生活や活動を支えるため、人為的に整備、開発された住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路等による土地利用のこと。
都市のスポンジ化	都市のなかで、小さな敷地単位で低未利用地が散発的に発生する現象。
都市緑地	主に都市の自然的環境の保全・改善及び健康で文化的な都市生活の確保の用に供するために設けられる緑地。
土砂災害危険箇所	急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所の総称。
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。（通称：イエローゾーン）

用 語		説 明
	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。（通称：レッドゾーン）
	土石流危険溪流	土石流の発生の危険性があり、人家に被害を及ぼすおそれのある川や沢をいう。
	土地区画整理事業	都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や公共施設の整備を図る事業。土地区画整理事業の基本的な仕組みは、土地の所有者が道路、公園など公共施設用地を生み出すために土地の一部を提供（減歩）し、宅地の形を整えて交付（換地）するものである。
	土地利用計画	無秩序な市街化の防止や、土地の合理的な利用を図るための計画のこと。その実現のための手法には、区域区分（線引き）や地域地区（用途地域等）などがある。
な	内水排除	河川の水を外水と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地（人が住んでいる場所）にある水を「内水（ないすい）」と呼ぶ。内水を排除することを「内水排除」という。
	内水氾濫	内水の水はけが悪化し、建物や土地・道路が水に浸かってしまう状態。
に ぬ		
ね	年間商品販売額	1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。
の	農業集落排水施設	一般の公共下水道とは別に、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水などを処理する施設。
	農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づき、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域のこと。その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。
	ノーマライゼーション	高齢者も若者も、障がい者も健常者も、すべて人間として普通（ノーマル）の生活を送るため、共に暮らし、共に生きていくような社会こそノーマルであるという考え方。つまり、高齢者、障がい者等があるがままの姿で、他の人々と同等の権利を享受できる社会を目指すもの。
	農用地区域	農振法に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として、市町村が農業振興地域整備計画で用途（農地、採草放牧地等）を定めて設定する区域。
は	パーク・アンド・ライド	都心部等での道路交通混雑を避けるために、都市の郊外部において自動車を駐車し、鉄道・バス等の公共交通機関へ乗り換える手法。また、バスの場合は、パークアンドバスライド、自転車を利用したものをサイクルアンドライドともいう。

用 語		説 明
	配置密度	<p>都市計画道路の配置密度の考え方は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 『整備水準』の定義については、あくまで改良済みであることを基本とする中で、現時点で事業中もしくは 10 年以内に事業化が見込まれる代表的な路線を対象とし、今後 20 年以内に整備される延長を目標値として計上する。 『市街地内』の定義については、線引き都市計画区域であれば市街化区域内、非線引き都市計画区域であれば用途地域内とする。 計上する道路については、広域的な交通処理等の交通機能や市街地内の空間形成の機能等に配慮した道路を基本として、主要な都市計画道路（自動車専用道路及び幹線街路）を計上することとする。都市計画としては、広域的な路線は他の路線と同様、市街地内における都市活動を支える重要な路線であり、県としては該当する市街地内の主要な都市計画道路を計上することが妥当であると考えている。 「都市内道路整備プログラム策定マニュアル（案）」（平成 9 年 10 月建設省）によれば、望ましい配置密度は 3.5 km/km²。
	ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。
	バス高速輸送システム (BRT)	連節バス、公共車両優先システム (PTPS)、バス専用道、バスレーンなどを組み合わせることで、速達性・定時性の確保や輸送能力の増大が可能となる高次の機能を備えたバスシステム。
	バスロケーションシステム	バスの位置情報を GPS 車載器でリアルタイムに把握することにより、バスの現在位置・運行状況・遅れ情報等の提供を行うシステム。
	ハブ	交通の路線等が集中する場所。
	バリアフリー化	障がい者や高齢者が行う諸活動に不便な障壁（バリアー）を取り除くこと。例えば、階段の代わりに緩やかなスロープをつけたり、道路の段差をなくしたりすること。
ひ	非線引き	都市計画区域マスタープランの中で、線引き不要と都道府県が判断した都市計画区域のことをいう。平成 12 年の都市計画法改正により線引き制度（市街化区域と市街化調整区域との区分）が大幅に改正され、線引きをするか否かを、都市計画区域を定めた都道府県が、地域の実情を踏まえて、都市計画区域マスタープランの中で判断する仕組みになったことを受けたもの。
	ファサード修景	主に建築物の前面について、その外観を美しく整えること。
ふ	風致地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、良好な風致の保全を目的として、樹木の伐採、土地の形質の変更、建物の規模（建蔽率、高さ）などを規制する地区。風致地区内においては、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採などの行為について、都道府県の条例（10ha 未満のものについては市町村の条例）により、都市の風致を維持するために必要な規制が課せられ、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ知事（市町村長）の許可を受けなければならない。

用 語		説 明
	フレーム	人口を最も重要な市街地規模の算定根拠としつつ、これに世帯数や産業活動の将来の見通しを加え、市街地として必要と見込まれる面積。
へ	ペDESTリアンデッキ	歩行者のための人工地盤。主に、鉄道駅、バスターミナル等の交通結節点において整備されることが多く、歩行者を自動車交通と分離し、安全で快適な歩行者空間を確保する。
	ベッドタウン	大都市の周辺に位置する住宅都市。住民の大部分が大都市に通勤し、夜だけ帰ってくるところからいう。
ほ	保安林	水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のこと。
	防火・準防火地域	都市計画法に基づく地域地区の一つで、市街地における火災の危険を防ぐため、一定の建築物を耐火建築物又は準耐火建築物にするなど、建築物の不燃化を図る地区。
	放射状道路	都市の中心地域等からその周辺へ放射状に延びる道路。
	ポケットパーク	道路沿道の公共用地を活用してつくった小公園。
	保健休養機能	森林浴やハイキングなどの森林レクリエーションをすることによって、安らぎを得たり、心身の緊張をほぐしたりする効果のこと。
	保健保安林	森林法において、水源のかん養、土砂災害の防備など、特定の公共目的の達成のために指定される 17 種類の「保安林」の一つ。森林の持つレクリエーション等の保健、休養の場としての機能や、局所的な気象条件の緩和機能、じん埃、ばい煙等のろ過機能を発揮することにより、公衆の保健、衛生に貢献する。
	ほ場整備	水田や畑を利用しやすいように整形したり大きな区画にしたりすることによって、農業が安定する農地を作り上げること。
	保存樹林	都市における美観風致の維持を図るため、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和 37 年 5 月 18 日法律第 142 号）」に基づき、都市計画区域内の樹木又は樹木の集団について、市町村長が指定するもの。
ま	MaaS	Mobility as a Service の略。情報通信技術を活用し、自家用車以外の交通手段による移動を 1 つのサービスと捉え、継ぎ目なく「移動」の概念。
	まちなか居住	鉄道駅周辺など、都市の中心地域（まちなか）に住むこと。市街地の郊外拡大によって生じた中心市街地の人口減少など「空洞化」の問題に対応して人口の回復を図ることができること、交通の便がよいため高齢者や子育て世代などが暮らしやすいこと、さらには郊外部の環境負荷を軽減したり社会資本の投資を都心に集中することにより投資効率を高めることができることなどのメリットがあるとされている。
み	密集市街地	老朽化した木造等の建築物が密集しており、かつ、十分な公共施設が整備されていないこと、その他の土地利用の状況から、防災上の安全性が確保されていない市街地をいう。
む	無電柱化	電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱又は電線の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することをいう。
め	メカトロニクス産業	機械装置に電子工学的知見を融合させた技術を利用する経済活動のこと。

用 語		説 明
も	モビリティ	動きやすさ、移動性、機動性。交通分野では、人が社会的活動のために交通（空間的移動）をする能力を指す。一般にモビリティは、個人の身体的能力や交通手段を利用する社会的・経済的能力、交通環境によって左右される。
や		
ゆ	遊水機能	河川沿いの田畑等において雨水又は河川の水を一時的に貯留する機能のことをいう。洪水時の河川流量、水位の低減の役割がある。
	優良農地	集団的に存在している農地、農業に対する公共投資の対象となった農地、農業生産性の高い農地など良好な営農条件を備えている農地のこと。
	ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
よ	用途地域	都市計画法や建築基準法に基づいて、住居、商業、工業など市街地における大枠としての土地利用の規制・誘導を行うもので、第一種低層住居専用地域をはじめ 13 種類がある。用途地域制度が目的としているのは、適切な土地利用計画に基づく建築物の規制・誘導であり、用途混在や建築物の過密化を防止することにより、適正かつ合理的な土地利用を実現していく。基本的には市町村が定める。
	用途転換	計画的に土地利用の転換を図る場合や、従来想定されていた市街地像と異なる建築物が相当程度立地する動向にある場合などにおいて、用途地域の変更を行うこと。
ら	ライフライン	上下水道や電力、ガス供給施設などの供給処理施設、通信施設、交通施設など、人間の生命や社会的な生活の維持に直結した施設。
り	立地適正化計画	都市再生特別措置法第 81 条第 1 項に基づいて市町村が作成する、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）の立地の適正化を図るための計画。
	リニア中央新幹線	東京都から甲府市附近、赤石山脈（南アルプス）中南部、名古屋市附近、奈良市附近を經由し大阪市までの約 438km を、我が国独自の技術である超電導リニアによって結ぶもの。
	リノベーション	再構築すること。人口減少や高齢化等、経済社会情勢の変化に対応した都市の再構築（リノベーション）が求められている。
	リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル	ごみになる物は断ること（リフューズ）、ごみを減らすこと（リデュース）、物を繰り返し使うこと（リユース）、資源として再利用すること（リサイクル）。
	流域関連公共下水道	公共下水道は、市町村の整備・管理による主として市街地の下水を排除し、又は処理する下水道である。このうち、終末処理場を有しているものを「単独公共下水道」、終末処理場がなく流域下水道に接続するものを「流域関連公共下水道」という。
	流雪溝・消融雪施設	流雪溝とは、除雪した雪を処分するために流す溝のこと。消融雪施設とは、積もった雪を溶かす装置のこと。
	流通業務団地	流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図るために定められる地区。

用 語		説 明
	緑地環境保全地域	市街地及び集落地並びにこれらの周辺地にある樹林地、水辺地その他これらに類する自然環境を有する土地で、その自然環境を保全することが地域の良好な生活環境の維持に資するものとして、知事が岐阜県自然環境保全条例第 25 条の規定により指定するもの。
	緑地協定	住民の合意のもとに、一定地域内の緑化に関する自主的な基準を定める制度。
る		
れ	歴史的景観地区	古くから市街地を形成し、祭り、伝統、文化の中心、そして飛騨市のシンボルとなっていて、都市景観の形成を図る必要があると認める地区。
	歴史的風致維持向上計画	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第 5 条第 1 項に基づいて市町村が作成する、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上を図るための計画。
	レクリエーション機能	休養や娯楽、スポーツ活動、文化芸術活動などによって心身の疲れを癒し、充足を図る機能。具体的に、このような機能を持つ施設としては、都市公園や自然公園、スポーツ施設、様々な娯楽・遊戯施設、芸術文化施設、観光地などが挙げられる。
	連続立体交差事業	都市部における道路整備の一環として、道路と鉄道との交差部において、鉄道を高架化又は地下化することによって、多数の踏切を一挙に除却し、踏切渋滞、事故を解消するなど都市交通を円滑化するとともに、鉄道により分断された市街地の一体化を促進する事業。
ろ	ロードサイド型	幹線道路等の通行量の多い道路の沿線において、自家用車でのアクセスが主たるもののこと。